

住まいの確保、再建のための支援

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
市営住宅の一時使用	住宅建築課 37-0021	災害により居住していた住宅が居住困難となった場合に、緊急避難先として市営住宅を一時的に使用することができます。	住宅が被災し、生活が困難となり、住宅を緊急に確保する必要があるもの	・地方自治法 ・西海市公有財産規則 ほか
市営住宅への入居	住宅建築課 37-0021	災害により居住していた住宅が滅失した場合に、公募によらないで市営住宅に入居することができます。	・災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ・条例に定める入居要件を満たすもの	・公営住宅法 ・西海市営住宅管理条例 ほか

項目	担当課	制度概要	対象者	根拠等
被災者生活再建支援金	福祉課 37-0069	災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし、支援金を支給する。 ・基礎支援金 100万円 (住宅の被害程度による) ・加算支援金 200万円 (住宅の再建方法による)	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯 ・解体世帯 (半壊解体・敷地被害解体) ・長期避難世帯 ・大規模半壊世帯 ・中規模半壊世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 ・被災者生活再建支援法施行規則ほか
長崎県・市町被災者生活再建支援金	福祉課 37-0069	県内で発生する自然災害により住宅に著しい被害を受けた場合、国の支援制度の対象とならない被災世帯に対し、国の支援金と同様の支援金を支給する。 ・基礎支援金 100万円 (住宅の被害程度による) ・加算支援金 200万円 (住宅の再建方法による)	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯 ・解体世帯 (半壊解体・敷地被害解体) ・長期避難世帯 ・大規模半壊世帯 ・中規模半壊世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県・市町被災者生活再建支援金交付要綱
住宅等災害復興融資 利子補給相当補助金	福祉課 37-0069	大規模な自然災害により、住宅又はその敷地に著しい被害を受けた市民に対し、当該住宅の再建又はその敷地の原状復帰のために借り入れた住宅融資に係る利子の一部を助成し、住宅の再建等に係る市民の負担軽減を図るため西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金の交付する。 ・補助金の総額 融資起算日から10年間の各月の未償還元金に利子補給率(上限年2.5%)を乗じて得た額の合計額 ・補助金の交付 前年3月1日～翌2月末日までの期間における対象融資の償還金に係る利子補給金を3月に交付	対象災害により居住する持家に被害を受け、その住宅を補修または被災住宅に代わる住宅を建設・購入するために金融機関から要件を満たす融資を受けた市民	<ul style="list-style-type: none"> 西海市住宅等災害復興融資利子補給相当補助金交付要綱